

費税は消費者の経済力や年齢など個人的事情を一切考慮せず、すべての消費財、すべての消費者に一律に課税される不平等きわまりない税制と考えられます。低所得者ほど負担が重い逆進性の強い消費税は上げるべきではありません。

よって、消費税引き上げに反対する請願に議員諸公の賛成をお願いいたしまして、私からのご意見とします。

佐々木謙二副議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決を行います。

総務・文教委員長の報告は、請願第3号は不採択であります。請願第3号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。もう一度繰り返します。請願第3号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

佐々木謙二副議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、請願第4号 被災住宅への公的支援強化を求める請願の1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

総務・文教委員長の報告は請願第4号は採択であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

佐々木謙二副議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

町田義昭産業・建設常任委員長 産業・建設常任委員会の審査の報告を申し上げます。

平成17年第1回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件、請願2件、継続審査となっております請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月15日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

初めに、議案第13号 市道路線の認定について申し上げます。

審査に当たり、建設課長からは、宅地開発により整備された道路の寄附を受けたことにより、市道として維持管理が必要となってきている道路2路線を認定するために提案するもので、場所については、平山地区の主要地方道長井白鷹線と交差する市道宮地線と市道宮地北線に接続する壇ノ越1号線並びに2号線であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、宅地面積は幾らかとの質疑がなされ、建設課長からは、面積は6,000平米であり、宅地としては良好な場所であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 長井市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、農業委員会事務局長からは、農業委員会等に関する法律の一部改正により、長井市農業委員会の選任による委員のうち、同法第12条第2号に規定される議会推薦委員の定数を1人と定め条例化するために提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑もなく、採決の結果、本案は全員一致で

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 長井市法定外公共物の管理に関する条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、建設課長からは、法定外公共物に係る国有財産の譲与手続については平成14年度から段階的に進めてきたが、平成17年3月で完了し、4月1日から市内全域の法定外公共物が国から市に移管されることとなった。このことにより、法定外公共物は市有の行政財産となることから、より適正な行政事務を行うため、現行の長井市法定外公共物使用料徴収条例を廃止し、新たに長井市法定外公共物の管理に関する条例を定めるため提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、第12条、許可の取り消し等と第15条の罰則とのかかわりについての質疑がなされ、課長からは、第12条は許可を受けた後に違反した場合に該当し、第15条は過料を科すことのできる範囲を警鐘も含め設定したものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、地方分権法の一環として国より市に管理が移管されたものであり、例えば、現在、墓地として使用している部分に道路があったり、河川や道路幅が狭められている場合など対象個所が膨大と考えられるが、その調査方法をどう考えているのか、さらに、市民への周知方法をどのように考えているのかとの質疑がなされ、課長からは、今後は行政的な指導ができるようになるため、その事例により地区長さん等と協議の上、払い下げやつけかえを指導したり、場合によっては占用料を徴収することで対処することとなる。また、対象個所については膨大となることから、1件ごとの調査は困難であり、地区長さん等からの相談があった場合に対応することとなる。さらに、周知方法については、市報で周知するほか、各地区長会

や市政座談会での説明も予定しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、逆の場合、例えば道路幅が拡大し私有地が狭まった場合はどうなるのかとの質疑がなされ、課長からは、状況によりさまざまであるが、長年道路として使用されている場合は寄附などをお願いし、現状に合ったものとしていきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、地方分権の一環として国の所有物である官地が平成17年度から市に移管され市の行政財産となるもので、市で適正に管理するためのものであり賛意を表するとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、建設課長からは、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止し環境保全に資するために、平成17年度から新たに市が主体となって浄化槽を設置・管理する事業を実施するに当たり、その設置及び管理に関する手続と維持管理費に充てる使用料を定めるため提案するもので、浄化槽の設置及び管理は市が行い、その設置区域は、公共下水道事業区域及び農業集落排水事業区域以外の区域が対象となる。また、使用料については、標準の5人槽で月額4,810円と定めたものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、各地区で行った説明会の中で特徴的な質疑や要望はどのようなことが多く出されたのかとの質疑がなされ、課長からは、12月中に各地区で説明会を開催したが、後年度負担を伴う使用料が高いとの発言や、排水処理先の心配などが多く出された。このことについては市としても検討し、使用料の中の後年度負担分はなくすことに改定し、また、県や

土地改良区とも協議し排水先の確保を行った。ただ、改良区の組合員と非組合員とで多目的使用料の差額が大きいと、市の公共事業でもあり、減免していただけるよう土地改良区と調整中であるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、公民館や社務所等の不特定多数の人が使用する場合でも設置可能なのか、その場合、減免制度はないのかとの質疑がなされ、課長からは、公民館などの施設でも設置可能であり、減免する方向で検討したいとの答弁を受けたところでもあります。

討論に入り、委員からは、市設置型浄化槽事業は、環境の時代を迎えて、従前の浄化槽と異なり機能も時代にマッチした高度処理が施されるものであり、助成措置はもちろんのこと、排水による河川・水路等の水質汚濁も解消でき、生活環境の保全を図ることで高く評価できるものであり、賛意を表するとの意見がなされたところでもあります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 長井市浄化槽事業分担金徴収条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、建設課長からは、浄化槽設置事業を実施するに当たり、設置工事に関して、個人から徴収する分担金について必要な事項を定めるために提案するもので、農業集落排水事業との整合性を図り、標準の5人槽で16万円と定め提案するものと説明を受けたところでもあります。

質疑に入り、委員からは、第4条、分担金の徴収方法での分割徴収はどのような状況を想定しているのか。また、3年目での一括納付も可能なのかとの質疑がなされ、課長からは、3年以下の分割も可能と説明しているが、初年度は3分の1に近い金額を納入していただくことになるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、第5条でうたわれている

特別の事情とはどのような事情を想定しているのかとの質疑がなされ、課長からは、生活保護世帯やそれに準ずる家庭を想定しており、民生委員さん等と協議し決定していきたいとの答弁を受けたところでもあります。

討論に入り、委員からは、議案第19号は議案第18号に連動するもので、水質の保全と河川の水量が確保でき、健全な水環境に資する合併浄化槽の整備を一層促進するために設置費用の一部に充てる分担金の徴収を定めたものであり、賛意を表するとの意見がなされたところでもあります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査に当たり、建設課長からは、カラー版都市計画図の印刷が必要となり、見積もりを徴した結果から、作成コスト等を勘案し、適正な価格とするため提案するものとの説明を受けたところでもあります。

質疑もなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市農業委員会の委員の選挙区及び定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査に当たり、農業委員会事務局長からは、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の組織のスリム化、効率化を目的とし、長井市農業委員会の委員の選挙区及び定数に関する条例第3条に規定されている委員の定数及び各選挙区において選挙すべき委員の定数を改めるために、農業委員会に農業委員定数検討委員会を設置し検討を重ねてきた結果、提案するものですとの説明を受けたところでもあります。

質疑に入り、委員からは、県内12市や置賜市

町の削減の状況と検討委員会での主な意見はどのようなものかとの質疑がなされ、事務局長からは、他市町でも検討委員会を設置し検討されているところが多い。昨年12月議会において既に削減した市町もあるが、3月定例会において削減を提案している市町が多いと思われる。また、検討委員会での主な意見としては、法改正の趣旨を受けスリム化、効率化を図る。選挙区の区割りは変更しないで、各選挙区とも定数を削減していく。改善組合組織の支援・充実を図っていく。改善組合のない地区は、農業委員が窓口となり農地流動化に対処すべきであるなどの意見が出されたとの答弁を受けたところであり、

また、委員からは、農業委員会の果たすべき役割があり、農業委員がゼロ人の地区も出る可能性があるこのたびの改正について、農業委員会としての議論はどのようなこととなったのかとの質疑がなされ、事務局長からは、農業委員会の役割として、農地の権利移動や調整、経営確立のための団地化等が考えられるが、国の方針としてのスリム化、農業委員会交付金の削減等を考えれば、農地面積・農家数も少なくなってきたおりやむを得ないとの農業委員会としての結論になったとの答弁を受けたところであり、

さらに、委員からは、農業委員会の必置規制廃止や緩和の議論が行われ、農地面積200ヘクタール以下については農業委員会を置かなくてもよいとなったが、長井市は農業委員会を設置することに決定しているもので、選挙区については4選挙区としているが、長井市には6地区があるため、地区割りにしなければ委員がゼロ人の地区が出ることも想定される。このことは将来に問題を残す矛盾した選挙区となり、市内6地区にそれぞれ選挙区を設定すべきではないのかとの質疑がなされ、事務局長からは、選挙区については原則市内一本であるべきであるが、

選挙区を設ける趣旨は、各地区にできる限り公平に委員を設けるように中選挙区にしたものである。選挙区の設置基準は、法令で農地面積500ヘクタール以上または基準農業者数600以上と定められており、先人の方が基準に満たなくなった地区の合併について了解してきたことであり、今回の農業委員会定数検討委員会で選挙区は変更しないとの結論に達しているとの答弁を受けたところであり、

討論に入り、委員からは、地域農業の立て直し、農地の有効活用、担い手の育成等、農地制度の運用や農地全般にわたることが農業委員会の任務であり、率先して他市町より少ない定数を定めることは農業のマイナス、農業の衰退を加速させることとなる。また、選挙によっては委員がゼロ人の地区も出る可能性があり、将来にわたり不合理が出るのが想定される。農家の人が夢を持って仕事のやれる環境を行政がつくるべきであり、この条例案に反対であるとの意見がなされたところであり、

また、委員からは、市内には農地転用による大型店出店のうわさもあり、農業委員会としての機能は大変重要である。農業委員会で検討委員会を設置され時間をかけて検討してきた結果であり、選挙区より選出された委員は選挙区全体を見守る義務があるはずである。選ばれた委員は自信と誇りを持って任務を行うべきであり、賛意を表するとの意見がなされたところであり、

採決の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査に当たり、建設課長からは、大久保地区農業集落排水処理事業で設置している合併処理浄化槽について、電気料相当額として1,000円を控除している使用料を、電気料を市の負担と

し、通常の農業集落排水処理施設の使用料と同等とするために提案するものとの説明を受けたところであります。

質疑もなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査に当たり、建設課長からは、都市公園法の改正に伴い、公園内の放置物件対策を管理者が円滑に行うことができるようにすることを目的に、除去を行った工作物等について、保管、公示、売却、廃棄等の諸手続の整備がなされたことにより、公示の方法や価格の評価方法等について定め、所要の改正を図るため提案するものと説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、都市公園に該当しない市有地に放置された場合はこの条例に準ずるものとして対処できるものかと質疑がなされ、建設課長からは、都市公園に指定された場所以外はこの条例では対処できないため、警察等と協議して従来どおりの方法となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、都市公園に該当しない市有地にも放置される場合が考えられるため、今後、全庁的に対応策を検討してはどうかとの質疑がなされ、課長からは、今後検討したいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める意見書を政府関係機関に提出することを求める請願について申し上げます。

本請願は、長井市勸進代1368 - 1、金田究氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、一昨年末にBSEが発生以来、政府は「日本と同水準の検

査」を要求し輸入停止を行ってきましたが、農林省と厚生労働省は、20カ月齢以下の牛の全頭検査見直しを食品安全委員会に諮問するとともに、アメリカ政府からの輸入再開を求める強い働きかけのもと、アメリカ政府が示した目視による牛の月齢判断法を基本的に受け入れる方向で合意しています。BSE発生以来、日本で行われてきた安全対策を優先した全頭検査の実施を軸に、特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却、生産履歴の実施こそが、牛肉の安全性に対する国民の信頼を回復させることのできるものであり、全頭検査や特定部位の完全除去など現行の検査体制を継続すること。また、日本と同水準の検査体制が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入を禁止するよう政府関係機関に意見書を提出していただきたいとするものであります。

討論に入り、委員からは、食品安全委員会の報告では20カ月齢以下は問題ないとしているが、このことは日米の経済問題として扱っている内容である。国民の中でもアレルギーが強いBSE問題であり、20カ月齢以下でもあっても生命に対する安全がおびやかされる危険がある。我々の食生活を守る面からも、食の安全性が強く求められることから、BSE対策は重要であり、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第6号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願について申し上げます。

本請願は、長井市勸進代1368 - 1、金田究氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、日本の農業、林業、水産業は、担い手不足、高齢化などによ

り、年々力を失い地域経済に大きな影を落としております。現在、我が国は国民の食料の6割は外国に頼る中で、国民の8割以上が「国内産を食べたい」と願っている。物流・情報の国際化の流れの中で地域循環型の地域経済と産業を振興していくことは、地域を守る上で大きな取り組みである。

以上のことから、地域産業と地域経済の活性化を図るため、議会において「地産地消自治体宣言」を決議し、生産者と消費者の交流・相互理解、地域生産物の利用・提供の拡大を推進いただきたいとするものです。

質疑に入り、委員からは、山形県において農業基本条例を制定し地産地消を推進しているが、その内容はどのようなものかとの質疑がなされ、農林課長からは、県内全域に県の補助を受けて「地産地消推進協議会」が設立され、地産地消を推進しております。長井市においても平成14年8月に設立し、地元の農産物を学校給食に供給するため取り組んだ経過があるが、学校給食は約3,000食であり、数品目の農産物しか供給できない状況が生じている。このため、レインボ-プラン推進協議会を主として、市内の保育園、幼稚園等に地元の農産物を供給してきた。県の補助事業は平成16年度で終了するが、供給先の幼稚園等からは大変おいしいと好評であったため、補助事業が終了しても引き続き供給していきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、地域の農産物を大切に大きな成果を上げている愛媛県内子町の例にも見られるように、地産地消は農業の大切な部分でもある。特に長井市は、レインボ-プランに見られるように循環の農業を目指しており、生ごみの堆肥に塩害の心配のないこともあわせてPRしながら地産地消を進めるべきである。また、地産地消を通して消費者ニ-ズに対応できるものを行政として探っていくことが必要であり、賛意を表するとの意見がなされたところ

であります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、宣言書を提出させていただきまので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、継続審査となっております請願2件について申し上げます。

最初に、請願第13号 W T O 農業交渉および東アジア各国とのF T A 交渉に関する請願について申し上げます。

本請願は、長井・西置賜労農活動者会議議長、蒲生吉夫氏から提出されたものであり、12月定例会において本委員会に付託となり、継続審査となっているものであります。

討論に入り、委員からは、F T A 交渉が行われている状況や、特に東南アジアから貿易自由化が求められている状況を考えたとき、譲歩すれば農業の多面的機能、食料の安全保障が確保されず、食料や農業は大きな影響を受けることとなるため、今、国民の声を訴えることが大切であり賛意を表するとの意見がなされたところであります。

また、委員からは、現在交渉中の事項でもあり、再度内容を吟味する必要があるため、継続審査とすべきであるとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本請願は賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第14号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願について申し上げます。

本請願は、長井・西置賜労農活動者会議議長、蒲生吉夫氏から提出されたものであり、12月定例会において本委員会に付託となり、継続審査となっているものであります。

質疑に入り、委員からは、長井市の農業の方向性は決定したのか、また、3月に策定される

基本計画の内容はどのような内容となるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、長井市の農業の方向性は、施政方針で触れられているように「環境保全型の農業・循環型の農業・生産者の顔の見える農業」を目指す方向性にある。また、3月9日に国の段階で食料・農業・農村基本計画案の答申がなされたが、その主な内容は、食料自給率については、2015年を目標にカロリーベースで45%に引き上げ、金額ベースで76%まで引き上げる。担い手のあり方については、認定農業者のみに限定せず、小規模な農家が共同で農業を営む「集落営農」も含める。新たな経営安定策については、日本型直接支払制度をことしの秋まで具体化し、2007年から導入を目指す。農地のあり方については、株式会社の農業参入は賃貸によるものとし、農地の取得は認めない。農業環境・資源保全政策の確立については、「共同」の取り組みに対する支援策や環境直接支払制度の創設については一部しか具体化されなかったものの、中山間直接支払制度は5年間継続することなどが答申の中に織り込まれたところでの答弁を受けたところであり、

討論に入り、委員からは、3月9日に国の段階での答申がなされ目標数値が明確になってきている。認定農業者以外の農業者が生産意欲を持てるように集落営農の形で参入できるよう盛り込まれ、株式会社の農業参入についても、農地の取得でなく賃貸の形で変化してきている。これらのことは地産地消を進める上で大切なことであり、賛意を表するとの意見がなされたところであり、

また、委員からは、請願の内容に理解しにくい点があり、国の方針が煮詰まった段階で結論を出すべきであり、再度時間をかけて内容を議論すべきであり、継続審査とすべきであるとの意見がなされたところであり、

採決の結果、本請願は、採択・継続審査同数

となり、委員長裁決により採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきま

すので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件の報告を終わります。

佐々木謙二副議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

それでは、日程第12、議案第13号から日程第24、請願第14号までの以上13件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第12、議案第13号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第16号 長井市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第17号 長井市法定外公共物の管理に関する条例の設定についての1

件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第18号 長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第19号 長井市浄化槽事業分担金徴収条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第25号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第28号 長井市農業委員会の委員の選挙区及び定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であり

ます。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

佐々木謙二副議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第29号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第30号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、請願第5号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める意見書を政府関係機関に提出することを求める請願の1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、請願第6号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願の1件について、産業・建設委員

長の報告は採択であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第23、請願第13号 W T O 農業交渉および東アジア各国との F T A 交渉に関する請願についての1件について、産業・建設委員長の報告は継続審査であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

佐々木謙二副議長 起立多数であります。

よって、請願第13号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、請願第14号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願についての1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

佐々木謙二副議長 起立多数であります。

よって、請願第14号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

佐々木謙二副議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

大沼久委員長。

(大沼久予算特別委員長登壇)

大沼 久予算委員長 今定例会において予算特別委員会に付託になりました、議案第1号 平成17年度長井市一般会計予算を初め特別会計予算10件、水道事業会計予算1件の合計12議案に

ついて、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る3月17日、22日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各予算の概要について担当課長より説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところではありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第1号 平成17年度長井市一般会計予算につきましては、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成17年度長井市介護保険特別会計予算につきましては、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 平成17年度長井市物品調達特別会計予算、議案第4号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計予算、議案第5号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算、議案第6号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算、議案第7号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号 平成17年度長井市訪問看護事業特別会計予算、議案第10号 平成17年度長井市浄化槽事業特別会計予算、議案第11号 平成17年度長井市用地特別会計予算の特別会計合計8件につきましては、いずれも起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 平成17年度長井市水道事業会計予算につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。